

拝啓 松川町長 深津 徹殿  
松川町副町長 吉澤 澄久殿  
松川町議会議員 各位

平成30年4月6日  
まつかわ太陽の会  
清一 竹村幸宏 原田 西尾明廣  
名北 宮澤正典 中荒町 矢澤勇  
東浦 松本朗彦 羽場 宮沢朋文

## 議会が死んだ日

下記は平成30年3月27日松川町議会全員協議会の録音の一部を文字に起こしたものです。

①森谷議長： その他について、何かございましたら。宜しいですか？はい、松井議員。  
②松井議員： ちょっと、お伺いしたいなと思う事があります。今、町民の間です、副町長の7年前の退職問題について、(A)一般情報公開条例によって、取得された文書が出回って、色々な憶測やら噂やらが広まっておると、どこまで広まっているか分かりませんが、広まっておると。その文書には退職願いから始まって4通・5通の文書がコピーをされて流されておるといふ。そのことについては、どうなのかということを開かれても分からないし、どうなのか実態も分からないし、正なのか否なのかも分からない。是非ちょっと伺いたいと思います。

③森谷議長： それじゃ、その時の担当課長が答えて下さい。ん？今の課長が答えられる？はい。それじゃ。

④塩倉総務課長： はい、今のご質問のあった件についてご存知じゃない方もいらっしゃるかと思いますので解説いたします。副町長、7年前に退職されたときの退職金を、勸奨による退職金として支払いをしています。それより前の方々については退職金は勸奨ではないという事実があります。平成23年の時でございますけれども、その時の直前に勸奨の要綱を変えてありまして、それまでは23年の前は、10月が勸奨の時期でございました。で、平成23年からは5月の1日から20日までが勸奨の時期でございまして、たまたまなんですけれども、副町長自身も勸奨の対象でありました。で、5月23日の日に副町長に登用するという事で、退職届を頂戴しておりまして、その時に議会も行われておりましたが、副町長からは一旦退職届という届が出ましたけれども、5月に一度勸奨の対象であったという事があるので、勸奨対象であると思われるから、勸奨要綱にしたがった、勸奨の退職願いを出してもらおうのではどうかという事で(A)当時の担当係長の起案がございまして、もう一度勸奨要綱にあった退職願を頂戴しております。

ですから、退職願いと退職届が2通存在するという形になっております。で、(B)勸奨として取り扱いをしまして吉澤副町長の時から、副町長や理事者に登用された方の勸奨としての退職金を支払うという事になっておりました。という事で、今までがなかったの副町長だけが、自分が当時の担当課長ですし、自分だけが工作をしてやったんじゃないかという憶測が、町の中に広がっている事は確かですけれども、平成23年の直前の要綱の改正によりまして、退職勸奨の年齢が55歳から60歳までの間というたまたまその年齢にもあっていたという事もありまして、勸奨にしたという解釈は、総務課としては

1

### 1. ②-(A) 一般情報公開条例によって、取得された文書について

別紙 意見広告3-2 資料1～5をご覧ください。

資料1は松川町職員退職勸奨要綱の一部で、平成23年5月31日付退職の当時総務課長吉澤澄久氏(現副町長)に適用されました。また、資料2～4は竹村幸宏(まつかわ太陽の会)が情報公開請求により取得した平成23年5月23日付当時総務課長吉澤澄久氏(現副町長)の退職届、当該退職に関する起案決裁文書、および当該退職願いです。

松井議員の発言にある「実態もわからないし、正なのか否なのかわからない文書のコピー」とはこのことで、竹村幸宏宛の平成30年3月7日付松川町情報部分公開決定通知書(資料5)を含む4枚と、3ページの松川町職員退職勸奨要綱の計7枚の正式文書で、実態は至極はつきりしているものです。松井議員は共産党の関係から入手されたとしたらご存じだったと思います。

### 2. ④「平成23年の吉澤当時総務課長(現副町長)の退職が勸奨扱いで退職金が自己都合より上乗せされたことは問題なかった」という塩倉総務課長の説明について

反論1： 退職届(資料2)、起案書(資料3)、退職願(資料4)の日付は全て平成23年5月23日です。松川町職員退職勸奨要綱(資料1)の第4条で勸奨の期間は5月1日から20日となっており、例外規定として(1)、(2)がありますが、起案書(資料3)に記載されている副町長選任はこれにあてはまりません。明らかに、松川町職員退職勸奨要綱(資料1)から外れています。

このことを、平成30年3月15日の情報取得直後に竹村幸宏(以下竹村)が塩倉総務課長(以下塩倉課長)に指摘したところ、塩倉課長は例外規定である「(2)号の疾病等の理由によりやむをえないと・・・の等に当てはまる」と回答しました。竹村は「副町長になれば給料が上がり、定年が延び4年毎に退職金がもらえる特別職選任が、心ならずも病気になり不幸な職員に例外として認めた(2)号の対象であるはずがない」と問い詰めたところ、塩倉課長は「この事は長野県市町村総合組合の退職金担当者の見解だ」と言い出しました。

そこで、竹村は塩倉課長から聞いたその退職金担当者に平成30年3月19日に電話で確認したところ、「長野県市町村総合事務組合は各市町村の要綱について一切関知していない。あくまでも、各市町村の要綱は各市町村の権限で決定されていることで、当事務組合にはその権限もないし、関与もしない。各市町村から所定の書類が提出されれば支払いを行うだけです。」という話でした。同日、すぐに竹村が塩倉課長に「話が違う。嘘ではないのか」と問い詰めたところ「そうですね。」という話でした。信じられない話です。議員の皆さんも真偽を確認したらいかがですか。

以上より平成23年の吉澤当時総務課長(現副町長)の退職が勸奨扱いとなり、自己都合による退職からさらに退職金が上乗せされたことには問題があったとしか思えません。

3

間違っていないかと判断しています。以上です。

⑤森谷議長： 副町長、言わんほうが良い、いらんことを。要するに要綱にそったとおりという事だけれども、まだ疑問あったら松井議員、どうぞ。

⑥松井議員： まあ、問題化されておるのは、やはりその退職勸奨という規定にあてはまるのか？どうなのか？という事が言われとるんだと思うんですけど、今お聞きすると、要綱通りだという事なので、分かりましたと言ったら良いのかな？以上です。

⑦森谷議長： それじゃ、副町長。

⑧吉澤副町長： 言い訳っぽくなって申し訳ないんですけど、退職勸奨は一般職員については今言った通りなんですけれど、特別職に行く場合は、例えば私の場合と教育長ですけれど、期間というのは別に関係ないわけで。そうしないと、たまたま私は5月に選んで頂きましたけれども、たとえば11月とかそういう可能性があるわけでございます。それでもって、対象になるという事でございます。実はこの間も、そういう情報公開があったという事で、私、実はその時、あんまり、その～、今言えば言い訳になっちゃいますけど、担当の方によく調べてからやってくれよと話をした覚えがあって、退職手当組合、今でいう総合事務組合の方へ、お伺いしました。その当時のあれで良かったのかどうかお伺いしたところが、(A)別に書類上問題ないよという事を頂いておりました。で、私も安心したんですけども。そういう訳で他の市町村はどうしているのか？とお伺いしたところが、やっぱり半分半分くらいだとお聞きしております。で、近隣では実はそういう知恵を頂いたのは、(B)喬木の先輩の方から頂いて、そういう制度があるよと頂いたんで、(C)じゃあ、担当の方で良く調べて、対象になる様だったらやっつと話をした覚えがあります。それで今、(D)たいい組合の方では、そういうわけで半分半分ですけれども、一般の退職の場合は、知らないで、この制度があると知らないでやっている可能性があるんで、この間も担当の方がおっしゃるには、この4月に担当課長の会議があるんで、そのへんを徹底しますという事を頂いて来ております。

ですので、間違いがあるという事なら私も退職金を返さなきゃいけないなと思っていたんですけども、そういう事で頂いたんで、良いんですけども、ただ、ちょっと(E)全回納得できなかったのは内部の者しか知らないものが、なんでそっちの方に行ってるかという事です。ただ情報公開というのは、主案としてありうんで、伏せる事ないじゃないかという事で、出してありますけれど、その前段の段階で、私がそういうずるい事やってるぞという事がですね、どうして外に出ていくかという事が、ちょっと納得出来なかったところがあるんですけども、そんなことでお願いしたいと思います。

⑨森谷議長： はい。松井さん良いかな？それで・・・はい。それじゃ私自身も今、きちんと言って頂いたんで良かったと思うんだけど、副町長も毅然としてやって頂くことが大事だと思うし。(A)文書は結構前から出たし、だけでも松井議員が今きちんと言ってくれたんで、良かったね。そういう事です。他には、ございますか？ありませんか？それじゃ、町長すいません。

(平成30年3月27日 松川町議会全員協議会 録音資料より文字起こし)

2

反論2： 退職届(資料2)、起案書(資料3)、退職願(資料4)には全て、松下副町長(当時)の押印がないので、平成30年3月15日、竹村が塩倉課長にそのことを指摘したところ「松下さんは休んでいて役場にいなかったの押印がない。」との説明がありました。竹村が「平成23年5月23日は議会があつて松下副町長は議会にも出席し役場にいた。嘘ではないか。」と問い詰めたところ塩倉課長はこれについても「そうですね」と虚偽の発言であったことを認めました。

ちなみに、松下副町長(当時)は任期の5月31日まで休まずに登庁されています。また、退職届(資料2)、起案書(資料3)、退職願(資料4)については全く御覧になっていませんでした。

その後、塩倉課長に松下副町長(当時)の押印が無いことの本当の理由を教えてください。明らかなに、おかしな話ではないでしょうか。

反論3： 平成30年3月27日松川町議会全員協議会直後にあった塩倉課長から竹村への説明(別紙 意見広告3-2 資料6)で、塩倉課長は新たな証として「5月1日から5月20日の間、勸奨のリストに載っていた書類がある」とのことでした。

竹村が「松川町職員退職勸奨要綱(資料1)の第4条は勸奨の期間の規定であつて、リストに載っていても肩たたき(勸奨)がなければだめだろう。」と反論すると、平成23年5月23日付の退職届(資料2)、起案書(資料3)、退職願(資料4)であるにもかかわらず、塩倉課長は「5月1日から5月20日の間に口頭で一度勸奨があつた。5条に口頭で勸奨を告知するという規定がある。」とのことでした。

竹村は「5条には口頭で告知すると共に文章で通知するとなっている。口頭で告知する日と文章で通知する日が違うのか」と指摘し、さらに誰が口頭での勸奨があつたと言ったのか追及すると、塩倉課長は「このことは自分の想像だ」と言い出したのです。

私たちは事実を知りたいのであつて、憶測や希望を聞きたいわけではありません。松川町議会全員協議会における発言はどこまでが事実でどこからが想像なのでしょう。公の場では事実に基づくことのみを発言していただきたい。

反論4： ④-(B)「勸奨として取り扱いをしまして吉澤副町長の時から、副町長や理事者に登用された方の勸奨としての退職金を支払うという事になっておりました。」という塩倉課長の発言についてですが、現松川町職員退職勸奨要綱(資料1)にはどこを見てもそのような規定はないし、規定の変更もありません。

深津町長、これは吉澤副町長に対し平成23年5月に松下副町長(当時)に隠れて行った勸奨退職疑惑を誤魔化すためののですか。吉澤副町長が勸奨退職をすればそれがルールになるということですか。そうだとすれば、松川町は法治主義ではなく、町長、副町長の独裁自治体ではないですか。このような不信感を抱く状況において、深津町長には、公開の場での説明を求めます。

4

疑問：塩倉課長は当時の担当者ではないのに嘘までついて何を守ろうとしているのか？  
一般職員の退職勧奨が松川町職員退職勧奨要綱（資料1）によって行われることは明らかであり、当時一般職員であった吉澤総務課長も当然同様でした。また、竹村が情報公開請求で入手した情報をもって町内に吉澤副町長の一般職退職時の勧奨について疑念が広がっていると言っているのだから、塩倉課長は吉澤副町長が勧奨退職を受けた証である平成23年5月23日付書類（資料2～4）の3枚と当時の松川町職員退職勧奨要綱（資料1）のみで潔白を証明する事が出来なければ駄目ではないですか。

また、もう一つの疑念である松下副町長(当時)の押印がない事の説明が必要ではないですか。潔白であればそうすることは当然であり、このことを避ければ避けるほど町民の疑惑は深まるばかりでしょう。

塩倉課長、貴方は「勧奨」、「勧奨対象」、「一旦」、「一度」、「もう一度」、「2通」などの言葉を使ってあたかも5月1日から5月20日の間に勧奨があったように思わせたのでしょうか。また、貴方は5月に一度勧奨の対象であった」と説明していますが松川町職員退職勧奨要綱（資料1）の第2条で「・・・勧奨対象者は年齢が満55歳以上59歳以下である」と記載されています。吉澤総務課長（当時）も55歳から対象であったのではないですか。明らかに、貴方の「5月に一度勧奨の対象であった」という表現には疑念を感じます。

塩倉課長、貴方は松川町の総務課長ではないのですか。松川町のコンプライアンスはどうなってしまったのですか。貴方は何を守ろうとしているのですか。

### 3.⑧の吉澤副町長の主張について

反論1：どのような経過説明をしたとしても、吉澤副町長、貴殿は副町長選任を理由に平成23年5月、総務課長退職時に、これから副町長になれば給料が上がり、定年が延び、4年毎に退職金がもらえる特別職になるにもかかわらず、松川町職員退職勧奨要綱（資料1）を無視し、平成23年5月23日当時の松下副町長も無視し（隠れて）、深津町長と結託し勧奨退職の割増し(推定約530万円)を貴殿が得た事実が変わりません。

この行為について弁護士の見解を聞いたところ、「背任罪だろう」との見解でした。

#### 背任罪

刑法に規定された犯罪類型の一つである。日本においては、他人の為にその事務を処理する者(深津町長、吉澤総務課長)が、自己若しくは第三者の利益(吉澤総務課長)を図り又は本人(松川町)に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたとき成立し、この犯罪を犯した者は5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。(刑法247条)

反論5：⑧-(D) たいいてい組合の方では、そういうわけで半分半分でやっておりますけれど、・・・この制度が・・・担当の方がおっしゃるには、この4月に担当課長の会議があるんで、そのへんを徹底します・・・良いんですけれどもについて

何のことかサッパリ分かりません。「この制度」とは何ですか。  
推測しようがありませんが、吉澤副町長、貴殿は「この制度」を4月に徹底することで平成23年の貴殿の勧奨退職疑惑が晴れるということでしょうか。しかし、貴殿が退職された平成23年5月時点の松川町職員退職勧奨要綱には「この制度」の記載はなく、現松川町職員退職勧奨要綱(資料1)にもありません。ということは、やはり、貴殿の平成23年5月の勧奨退職は良くないんです。

抗議：⑧-(E) 今回納得できなかったのは内部の者しか知らないものが、なんでそっちの方に行ってるかという事です。の発言について

この発言は明らかに内部通報を否定し圧力をかけています。組織内部の不正を未然に防ぐ手立てとして、官庁、民間企業を問わず「内部通報制度」の確立が検討されている今、信じられない発言です。

疑惑を持たれた吉澤副町長が公開の場である松川町議会全員協議会で堂々と俺をチクった奴は誰だ」と威嚇同然の発言をしたのです。

この発言だけでも貴殿は副町長の辞任に値します。町民として哀しい思いです。

### 4.議会が死んだ日

証1：⑤ 森谷議長：副町長、言わんぼうが良い、いらんことを。要するに要綱にそったとおりという事だけれども、まだ疑問あったら松井議員、どうぞ。について

森谷議長、議会は町民に対して町長等を監視する立場でしょう。今回の問題は、町長と副町長の就任時に行った背任疑惑です。しかし、このような重大問題を貴殿は説明しようとしなかったのです。それどころか、露骨に副町長側に立ち、かばおうとしているのではないかと感じます。

証2：⑥ 松井議員：まあ、問題化されておるのは、やはりその退職勧奨という規定にあてはまるのか？どうなのか？という事が言われとるんだと思うんですけれども、今お聞きすると、要綱通りだと、いう事なので、分かりましたと言ったら良いのかな？以上です。について

松井議員、貴殿は共産党の議員でしょう。塩倉課長の説明のどこが松川町職員退職勧奨要綱(資料1)通りだというのですか。

貴殿は共産党の関係者から当時の副町長である松下副町長の押印がない退職届(資料2)、起案書(資料3)、退職願(資料4)が松川町職員退職勧奨要綱(資料1)にあてはまらない説明を受けているはず。なぜ、追求せず「分かりましたと言ったら良いのかな。以上です。」なのですか。これでは貴殿は議長とコンビを組み、露骨に副町長の釈明に手を貸したのではないかと邪推してしまいます。

反論2：⑧-(A) 別に書類上問題ないよという事を頂いておりました。で私も安心してたんですけれどもについて

「2.反論1」で記述しましたが、長野県市町村総合事務組合の担当者は「あくまでも、各市町村の要綱は各市町村の権限で決定されていることで、長野県市町村総合事務組合に権限もないし、関与もしない。各市町村から所定の書類が提出されれば支払いを行うだけです。」と明言しています。⑧-(A)「別に書類上問題ない」は長野県市町村総合事務組合内部の処理が問題ないと言っているだけで、松川町の吉澤総務課長(当時)の副町長選任理由での勧奨退職について正しかったなどとは言っていない。

吉澤副町長、ごまかしては駄目でしょう。何処が安心できるのですか。あくまでも、平成23年、貴殿は一般職員であり、松川町職員退職勧奨要綱(資料1)を無視して勧奨退職を受けることなど出来るわけがないのです。

反論3：⑧-(B) 喬木の先輩の方から頂いて、そういう制度があるよと頂いたんで、について

松川町職員退職勧奨要綱(資料1)のどの条文にも、「喬木の先輩から教えてもらったそういう制度で勧奨対象になる」などと記載されていません。

反論4：⑧-(C)「じゃあ、担当の方で良く調べて、対象になる様だったらやってよと話をした」について

なんということ事でしょう。給料が上がり、定年が延び、4年毎に特別職の退職金がもらえる副町長になろうとする総務課長が、部下にこのような指示をしたのです。

このことは、これから副社長になる幹部社員が、リストラされる社員の為の退職金上乘せ制度を使うというようなもので、とても町民が納得できる話ではありません。

また、これから副町長になる予定の直属の上司である貴殿に「こうだから、調べて勧奨対象にしてくれ」と言われ、決定権のない直属の部下が「要綱にないから無理です」と起案を断れるわけがないと想像します。

また、起案書(資料3)には「平成23年5月23日付下記の職員は・・・第4条第号による勧奨期間を適応し、勧奨を実施してよろしいか。・・・」の記載があります。「第4条第(1)号、(2)号」(資料1)は5月1日から5月20日以外でも勧奨を適用する例外規定です。5月23日は例外期間でかつ理由が「副町長選任による退職勧奨」では「第4条第(1)号、(2)号」(資料1)のどちらにも当てはまらないので「第4条第号」としか担当者は起案できなかったのではないのでしょうか。このような起案を担当者が自ら行うことはない筈であり、起案を指示し、書類不備のまま決裁したのは副町長、貴殿自身です。それなのに、貴殿と塩倉課長は「担当のかたとか④-(A)「当時の担当係長の起案が」といつて起案させられた担当者の責任にしているのです。

貴殿は潔くない。正しければ、「喬木の先輩」とか「長野県市町村総合事務組合の担当者」とか「部下」を引き合いに出すようなことをせず、松川町職員退職勧奨要綱(資料1)に照合し、それを根拠に法的に正しかった事を正々堂々と主張し釈明すべきでしょう。

そして、貴殿の勧奨退職に疑問を抱き、情報公開請求をした竹村幸宏や私たちに反論し、謝罪を要求すべきではないですか。公開の場でもかまいません。

証3：⑨ 森谷議長：はい。松井さん良いかな?それで。・・・はい。それじゃ私自身も今、きちっと言って頂いたんで良かったと思うんだけど、副町長も毅然としてやって頂くことが大事だと思うし。文書は結構前から出ておったし、だけでも松井議員が今きちっと言ってくれたんで、良かったね。・・・について

この発言を聞き、平成30年3月27日松川町議会全員協議会で、森谷議長、松井議員、吉澤副町長が結託して「平成23年の当時吉澤総務課長の勧奨退職疑惑の釈明」を演じた証であると考えましたが、真相はどうでしょうか。

### 5.資料1～5を渡されても全く説明しようとしなない議員(12名)各位へ

今回の問題は深津町長と吉澤副町長の就任直後の背任疑惑です。普通、権力が長く続くと腐敗するという話を聞きますが、背任行為だとすれば就任直後というのはあまりにも酷い話ではないのですか。

なぜ、沈黙なのですか。議会のチェックは何処へ行ってしまったのですか。

森谷議長は⑨-(A)「文書は結構前から出ておったし」と発言していますが、以前から知っていて隠していたのですか。もし、そうだとしたら、町民に対する重大な背信行為です。この疑惑を説明しようとしなない議員は辞職すべきでしょう。

平成30年3月27日、「議会がチェック機能を放棄した」結論ありきの松川町議会全員協議会は、松川議会史上最大の汚点になるでしょう。

### 6.深津町長へ

深津町長、貴殿は平成23年5月23日付、当時の副町長である松下副町長の押印がない起案書(資料3)、退職願(資料4)に押印し勧奨退職の割増し(推定約530万円)を実行したのです。

副町長の押印がないのは、当時の松下副町長を無視したというより松下副町長に隠れて当時吉澤総務課長と結託して実行したのではないのでしょうか。貴殿達は悪い(松川町職員退職勧奨要綱に適合しない)ことだと認識していたので松下副町長に隠れて実行したのでは？

貴殿達は「公金」をどう考えているのか。ましてや、上に立つ人間が立場を利用して利益を得るなどあってはならないことです。

また、諫言する職員は、副町長の平成30年3月27日の松川町議会全員協議会における内部通報者に対する恫喝とも取れる発言から推測すれば、その職員は疎外されるでしょう。

平成23年5月23日、深津町長、吉澤副町長のために松川町役場から正義も道理もなくなったように感じます。

町長、副町長、貴殿達は就任直後に立場を利用して不正をはたらいたとしたら、また、その疑惑をごまかそうとして森谷議長、松井議員と結託したとしたなら、貴殿達には町民を代表する町長とそれを補佐する副町長としての資格はありません。

資料1 松川町職員退職勧奨要綱 (1/3頁)

○松川町職員退職勧奨要綱

昭和58年12月26日

要綱第18号

改正 昭和60年5月30日要綱第4号

昭和62年5月1日要綱第2号

平成元年7月1日要綱第3号

平成4年6月1日要綱第1号

平成14年3月26日要綱第10号

平成18年7月25日要綱第18号

平成18年12月13日要綱第29号

平成23年2月17日訓令第3号

(目的)

第1条 この要綱は、本町職員の適正な構成、人事の刷新、勤労意欲の向上及び財政の健全化等に寄与するため、退職勧奨の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象職員)

第2条 勧奨の対象となる職員は主任以上又は同等職の者であつて、翌年度の4月1日における年齢が満55歳以上59歳以下である者とする。

(対象職員名簿の提出)

第3条 総務課長は、退職勧奨対象職員名簿を作成し毎年4月30日までに町長に提出するものとする。

(勧奨の期間)

第4条 退職勧奨期間は、5月1日から5月20日までとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに当たる場合はその都度とする。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職及び過員を生じたとき
- (2) 疾病等の理由によりやむをえないと町長が認めるとき

(勧奨の方法)

第5条 退職の勧奨は、町長が退職勧奨対象職員に対し、口頭をもって告知すると共に文書で通知する。

(退職届)

第6条 この要綱の適用をうけて退職しようとする者は、別記様式による退職届を所属長及び総務課長を経由して6月20日までに町長に提出するものとする。

資料2 情報公開条例により取得した文書



合	町長	副町長	総務課長	主管課長
議				

**退職届**

松川町長 深津 徹 殿

私は松川町職員を平成 〇〇年 〇月 〇日をもって  
退職したいのでお届けいたします。

平成 〇〇年 〇月 〇日

職名 [Redacted]  
氏名 [Redacted]

押印がない

第4条で規定する期間から外れている?

平成 〇〇年 〇月 〇日

資料3 情報公開条例により取得した文書

松下副町長(当時の)  
押印が無い

起案用紙 (甲)

分類番号	保存区分	永( ) 10 5 3 1	施行	平成 年 月 日
文書番号	第 号	決裁 平成 年 月 日	公開・非公開	公開 一部公開 非公開
処理期限	平成 年 月 日	決済区分	非公開(公開)とする部分・理由	
決	町長 [Redacted]	副町長 [Redacted]	公開可能時期	
課長	[Redacted]	[Redacted]	財務規則第60条事前審査	要 否
係長	[Redacted]	[Redacted]	会計管理者	
裁	係員			
件名	副町長選任による退職勧奨の実施について		平成23年5月23日	
	総務課係長	[Redacted]		

第4条で規定する期間から外れている?

第〇号の指定が無い

職名 総務課長  
氏名 吉澤 澄久  
退職日 平成23年5月31日

年月日 公印捺印者 [Redacted]

資料4 情報公開条例により取得した文書

合	町長	副町長	課長	係長	課員
議	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]



様式第2号(第6条関係)

松下副町長(当時の)  
押印が無い

退職願

第4条で規定する期間から外れている?

平成 〇〇年 〇月 〇日

松川町長 深津 徹 殿

所属  
職名  
氏名



私は、退職勧奨を応諾し、平成23年5月31日をもって退職したいので、退職願を提出いたします。

松川町情報部分公開決定通知書

29 松総第124号  
平成30年3月7日

竹村幸宏 様

松川町長 深津 徹



平成30年2月22日付けで公開請求がありました情報につきましては、次のとおり部分公開することに決定しましたので、松川町情報公開条例第7条の規定により通知します。

なお、この決定に不服のある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対し異議の申立てをすることができます。

公開請求に係る情報の内容	平成23年5月23日付当時総務課長吉澤澄久氏(現副町長)の退職届、当該退職に関する起案決裁文書、および当該退職願
情報の公開の日時及び場所	日時 平成30年3月7日 時 分 場所 松川町役場 会議室
公開することができない部分及び理由	(できない部分) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は、他の情報と照合することにより識別され得るもの(理由) 松川町情報公開条例第9条第1項の規定による
上記理由が解除となる時期※	個人に関する情報の為、解除となる時期は有りません。
担当部局	松川町役場 総務課 電話 0265-36-7021

- 1 情報公開日時について、都合が悪い場合はあらかじめ担当部局に連絡してください。
- 2 情報の公開を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
- 3 情報の公開を受ける際に本人確認をしますので、請求の際に提出または提示された書類を職員に提示してください。
- 4 ※印の欄は、公開することができない部分について、公開できる期日をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

町民の皆様へ 経過および状況の説明

<経過>

私達は昨年「松川の緑を守る会」が太陽光発電用地の評価見直しを要求した理不尽な理由に対し、町長と議会に多くの具体的な根拠を示してきました。しかし、町長は今年1月22日、突然「既存の設備も含めて見直す。」と発表しました。

この見直しに対して意見広告等を通じ私達が反論を発信する中、今年2月中旬に「吉澤副町長(平成23年5月、当時総務課長)の勧奨退職疑惑」の情報が入ってきました。

その具体的な内容は、

- ① 副町長という、給料が上がり、定年が延び、4年毎に退職金がもらえる特別職選任が、勧奨退職(肩叩き)扱いで退職金の割増し(後に推定約530万円)を受け取ったことはおかしい。
  - ② 松川町職員退職勧奨要綱に適合していない。
  - ③ 書類に当時の松下副町長の印鑑がない。
- ということでした。

私達6名のうち4名が吉澤副町長と同級生で、かつての吉澤氏は優等生でありその様な不正の可能性があるとすることは思いませんでした。しかし、ここ1年の吉澤副町長の太陽光発電に関する理不尽で不合理な対応に違和感を持った私達は情報公開で当該資料3枚(資料5)を役場に求めましたが、もし、潔白であれば請求した竹村に対しすぐに抗議があるだろうと思っていました。

しかし、2月22日の請求に対し期限ぎりぎりの3月7日に退職願の1枚しか受け取れませんでした。私達は、ここで、「もしかしら…」と思い始めました。再要求後、残りの2枚を受け取ったのは3月15日でした。

結果は、残念ながら情報通りの真っ黒でした。その後の経過は意見広告3-1に記載していますが、3月15日から3月19日の間に、上記②に関しては役場が吉澤副町長の勧奨退職が松川町職員退職勧奨要綱に適合している根拠として主張した「長野県市町村総合事務組合の担当者が見解だ」が虚偽だと判明。上記③についても、役場が主張していた松下副町長が休んでいたと言う話も虚偽で松下副町長(当時)がこの平成23年5月23日付の3枚の書類を見ていないということも判明しました。

その後、私達は真相の究明を議会にも求め、二人の議員が100条委員会の立ち上げなどを検討していた矢先、3月27日の松川町議会全員協議会で突然、森谷議長、共産党の松井議員、塩倉総務課長、吉澤副町長による吉澤副町長勧奨退職疑惑釈明のための茶番劇が公開で行われたのです。

通常、全員協議会ではその他の議題になると非公開になり、記者は退出するそうです。ましてや、今回の「副町長の疑惑」というような議題では尚更だそうです。しかし、今回は公開と言うことで一人の記者がいたことがわかり、私達は早速、この記者に連絡を取り、情報公開の文書について説明しました。公開を決めた方々は「吉澤副町長は潔白だった」という翌日の記事を期待していたのでしょうか。

この状況に、私達は「権力を持つ町長と議会が結託するとこのようなことも出来るのか」とぞっとすると共に「町はどうなってしまったのか」という危機感を抱きました。

【「勧奨のリストへの登録」＝「勧奨」ではないとの反論から始まる】

竹村：登録の事など要項に書いてない。あくまで肩たたきをする期間で定められているだけで、退職届、起案の日付が勧奨期間(5月1日～20日)から外れているからおかしい。

塩倉課長：5月の1日から20日に一度退職勧奨をしている。

竹村：何?もう一部勧奨対象の書類があるの?

塩倉課長：はい。(松川町議会全員協議会で発言した内容をのべる)

竹村：何で正式に勧奨した後で、2度目の勧奨をする必要があるんだ?

塩倉課長：…確かにそうですね。はい。その頃の事情はわかりませんが。

竹村：それじゃ、その書類はあるの?

塩倉課長：文書では出して無いのでその頃。

竹村：文書が無かったら、駄目でしょ!?

塩倉課長：いえ、要項上口頭でも出来るんです。5月1日から20日に口頭で勧奨を行い、その後改めて23日に文書で出したんです。

竹村：口頭で良いつて、どこに書いてあるの?

塩倉課長：今席を離れているので、すぐには出ません。

竹村：ああ、ここに書いてあるよ。退職勧奨は町長が退職勧奨対象者に対して、口頭をもって告知すると共に文書で通知する。『共に文書』って書いてあるぞ!

塩倉課長：はい…。まずは、口頭であって…

竹村：『共に』って書いてあって、口頭の日と文書の日が違うって事はあり得ないだろ!

塩倉課長：うーん…

竹村：駄目だよ、適当な事言っちゃ。もうあなたの事は信用しないから。

塩倉課長：そうですか。でも、そういう経過だったんじゃないかと言う憶測でございますので。

竹村：憶測で言ってるの!?憶測の話なの、今までのこれだけ言ってきた事は!!口頭で勧奨したって言ったよね?誰が口頭で勧奨したと言ったの?

塩倉課長：事実は確認出来ておりません。

竹村：あなたが勝手に言ったって事?

塩倉課長：… かも知れません。はい。そうですね、はい。

<状況>

議員は前から知っていた?

今回の勧奨疑惑を調べる中で、もう一つ「一部の議員は相当前(前議会の頃)からこの件を知っていた」という情報が入ってきました。

情報公開により3枚の書類を入手した3月15日以降、太陽光発電関連では全く知らんふりだった議員や前議員が私達に圧力をかけてきたり、「何とかならないか」などの反応が急にありました。その後、元幹部議員より役場関係者に「特定業者と癒着してこの件について喋ると、お前の仕事がうまくいなくなるぞ」という的外れな威嚇がありました。(この特定の業者とは竹村工業のことだと思いますが、竹村工業は町の下請けではなく、また、町の仕事もしていません。)

そして、3月27日の松川町議会全員協議会の茶番劇です。やはり、議会の一部だけではなく、多くの議員が相当前から知っていたのでしょうか。

推測の域を出ませんが、考えられる流出の経緯はこのようになります。平成23年5月23日付の3枚の書類(資料2～4)が綴られたファイルは役場の書庫にあり、誰でも書庫に入れるそうです。何かの機会にそのファイルを扱った担当者が押印に不備がある3枚の異常な書類を見てしまったのでしょうか。それが、吉澤副町長の勧奨退職の書類だったので「副町長の勧奨退職はおかしい」という噂が議会まで届いたのでしょうか。しかし、このことを知った議員達は自分達が議会から選出した深津町長を追求することができず、隠蔽したのでしょうか。

最大の疑惑：深津町長はなぜ印鑑を押したのか?

平成23年5月、深津町長は吉澤澄久総務課長(当時)を副町長に指名しました。また、今回の勧奨退職による割増し(推定約530万円)は吉澤副町長へのものです。指名をしたことで感謝される立場の深津町長がなぜ、松下副町長(当時)に隠して、背任のリスクを冒してまで便宜をはかったのでしょうか。御礼をして貰う側は深津町長の方でしょう。たとえば吉澤副町長は私欲の為に金がお金がほしかったとしても理解できますが、深津町長の行動は全く理解できません。

また、吉澤副町長は深津町長に「喬木の先輩の話」をし、松下副町長(当時)抜きでの勧奨退職の相談をしているわけですが、普通こんな話をすれば副町長選任を取り消されると思いますが、深津町長と吉澤副町長の上下関係はどのような関係だったのでしょうか。

深津町長はこのことを松川町民に説明する責任があります。

また、町民である私たちが、平成23年5月に何があったか、どうして、議会が平成30年3月27日、全員協議会で疑惑に目を背け、吉澤副町長の為に茶番劇を演じたのか、その事を解明しなければ松川町は「恐ろしい町」になってしまうでしょう。それは何があっても止めなければなりません。

以上

松川町議会全員協議会(平成30年3月27日)の録音資料をご希望の方はご連絡ください。  
まつかわ太陽の会 (事務局: 竹村工業株式会社内)  
TEL: 0265-36-6213 E-mail: info@matsukawataiyo.org